

共済契約について

Q1, 会社の所在地や名称が変わったときはどのような手続きが必要でしょうか？ また、共済契約者証を紛失したときはどのような手続きが必要でしょうか？

① 会社の所在地や名称が変わったときは、必ず「共済契約者住所・名称・代表者変更届」（様式第 012 号）に記入し、「共済契約者証」及び変更の事実を確認できる書類（登記簿の写しなど）を添えて、京都府支部に提出してください。

なお、ワンストップサービスに同意されている場合、建退共への届出は原則不要です。

共済契約者証を紛失したときは、「共済契約者証交付申請書」（様式第 014 号）に記入の上、京都府支部に提出し共済契約者証の再発行を受けてください。

Q2, 事業主が建設業をやめたときはどのような手続きが必要でしょうか？

① 事業主が建設業をやめた場合には、「契約解除申請書」（様式第 015 号）に記入の上、必ず「共済契約者証」を添えて京都府支部に提出してください。

また、労働者には事業主が保管している共済手帳を必ずお渡しください。

Q3, 事業所が建設業許可を取得していなくても契約ができますか？

① 建設業の許可の有無にかかわらず、日本国内で建設業を営む方であれば、共済契約者の対象となります。

建退共制度は、日本国内で建設業を営む方であれば、総合、専門、元請、下請等を問わず、専業でも兼業でも、また、許可を受けているとしないにかかわらず、すべての事業主が共済契約者となることができます。

また、一人親方の場合でも、一人親方が集まって任意組合を結成し、建退共がその規約について認定したときには共済契約を締結することができます。